

介護保険に係る利用料

＜別紙2＞

特定施設入居者生活介護の要介護度別に算定し、サービス利用料金の1割・2割・3割が自己負担となります。

◆要介護度別サービス利用料金(介護保険給付対象)◆

区分	基本単位	30日分の目安	利用者負担額		
			1割負担の料金	2割負担の料金	3割負担の料金
要支援1	183単位/日	54,900円/月	5,490円/月	10,980円/月	16,470円/月
要支援2	313単位/日	93,900円/月	9,390円/月	18,780円/月	28,170円/月
要介護1	542単位/日	162,600円/月	16,260円/月	32,520円/月	48,780円/月
要介護2	609単位/日	182,700円/月	18,270円/月	36,540円/月	54,180円/月
要介護3	679単位/日	203,700円/月	20,370円/月	40,740円/月	61,110円/月
要介護4	744単位/日	223,200円/月	22,320円/月	44,640円/月	66,960円/月
要介護5	813単位/日	243,900円/月	24,390円/月	48,780円/月	73,170円/月

※利用料金に下記の加算が追加されます。

	対象者	単位数
個別機能訓練加算Ⅰ	要支援1～要介護5	12単位/日
個別機能訓練加算Ⅱ	要支援1～要介護5	20単位/月
サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援1～要介護5	18単位/日
夜間看護体制加算Ⅱ	要介護1～要介護5	9単位/日
退院・退所時連携加算	要介護1～要介護5	30単位/日
退居時情報提供加算	要支援1～要介護5	250単位/回
協力医療連携加算 ※1	要支援1～要介護5	40単位/月
生活機能向上連携加算	要支援1～要介護5	100単位/月
ADL維持等加算Ⅰ ※2	要介護1～要介護5	30単位/月
ADL維持等加算Ⅱ ※2	要介護1～要介護5	60単位/月
科学的介護推進体制加算	要支援1～要介護5	40単位/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ ※1	要支援1～要介護5	10単位/月
認知症専門ケア加算Ⅱ	要介護1～要介護5	4単位/日
入居継続支援加算Ⅱ	要介護1～要介護5	22単位/日
栄養スクリーニング加算	要介護1～要介護5	5単位/回
看取り介護加算Ⅰ ※3	要介護1～要介護5	死亡日45日前～31日前 72単位/日
		死亡日30日前から4日前 144単位/日
		死亡日前々日及び前日 680単位/日
		死亡日 1280単位/日

看取り介護加算Ⅱ※3	要介護1～要介護5	死亡日45日前～31日前 572単位／日
		死亡日30日前から4日前 644単位／日
		死亡日前々日及び前日 1180単位／日
		死亡日 1780単位／日
介護職員等処遇改善加算 ※4	要支援1～要介護5	12.8%

※1 協力医療連携加算、生産性向上推進体制加算については、体制が整い次第、算定となります。

※2 ADL維持等加算については、対象の場合のみ(Ⅰ)または(Ⅱ)の算定となります。

※3 看取り介護加算については現在(Ⅰ)の算定ですが、夜勤または宿直を行う看護職員の体制が整い次第、(Ⅱ)の算定となります。

※4 介護職員等処遇改善加算については、R6年6月以降改定となります。

介護職員等処遇改善加算＝所定単位数(基本単位数＋各種加算単位数)×12.8%

※上記利用料金は厚生労働省告示に定める介護報酬の額です。

※「各種加算単位数」には介護職員等処遇改善加算は含まれません。

※利用者負担額は個別的な選択による介護サービス費等とともにご請求します。

※短期利用特定施設入居者生活介護のサービス利用の場合はサービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算、夜間看護体制加算が算定の対象となります。